

○和光市障害者グループホーム入居家賃助成要綱

令和元年 7 月 1 日

告示第 1 3 5 号

和光市障害者グループホーム入居家賃助成要綱（平成 2 5 年告示第 5 7 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 7 項に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を利用する際に支払う入居家賃の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって障害者の自立した生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第 2 条 この告示による助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 本市により法第 2 2 条の介護給付費等の支給決定を受けていること。
- （2） グループホームに入居し、当該グループホームの家賃を負担していること。
- （3） 市町村民税非課税世帯に属していること。
- （4） 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けていないこと。

（助成金の額）

第 3 条 助成金の額は、対象者がグループホームを利用する際に支払う入居に要する家賃（食費、光熱水費、日用品費及び共益費等を除く。以下「入居家賃」という。）の額に相当する額とし、1 月当たり 1 0, 0 0 0 円を上限とする。

（助成の申請）

第 4 条 助成を受けようとする対象者は、和光市障害者グループホーム入居家賃助成申請書（様式第 1 号）にグループホームの入居に係る契約書（契約書に家賃の金額の記載がない場合は、契約書及び家賃の金額を証する書類）を添えて、毎年度 4 月末日（年度の途中で新たに対象者となった者にあつては、入居の日の属する月の末日）までに市長に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、助

成の可否を決定したとき、和光市障害者グループホーム入居家賃助成決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、和光市障害者グループホーム入居家賃助成申請内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により助成金の額に変更があったときは、和光市障害者グループホーム入居家賃助成内容変更決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成の方法）

第7条 市長は、交付決定者に代わり、グループホームを運営する事業者（以下「事業者」という。）に助成金を支払うものとする。

2 前項の規定による支払いがあったときは、交付決定者に対して助成があったものとみなす。

（助成金の請求）

第8条 事業者は、前条第1項の規定による支払いを受けようとするときは、和光市障害者グループホーム入居家賃助成金交付請求書（様式第5号）により、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める期間に、市長に助成金を請求するものとする。

（1） 4月から9月までの入居家賃に係る助成金 支給決定があった年度の9月末日から10月10日まで

（2） 10月から3月までの入居家賃に係る助成金 支給決定があった年度の3月末日から当該年度の翌年度の4月10日まで

（本人請求）

第9条 前2条の規定にかかわらず、市長が適当と認めたときは、交付決定者は、和光市障害者グループホーム入居家賃助成金交付請求書（本人請求）（様式第6号）に領収書の写しを添えて、前条各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める期間に、市長に助成金を請求することができる。この場合において、交付決定者は、あらかじめ当該請求をする旨を事業者に対し通知しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた者があったときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年告示第314号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市障害者グループホーム入居家賃助成要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年告示第70号）

この告示は、公布の日から施行する。